

建設水道常任委員会

平成20年6月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○宮崎 和彦	吉野 俊明
紀 良治	西谷 剛周	浦野 圭司
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	都 市 建 設 部 長	清水 建也
建 設 課 長	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	井上 究
都 市 整 備 課 長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	今西 弘至
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	佃田 眞規	同 係 長	上埜 幸弘
同 係 長	西川 勝巳	下 水 道 課 長 補 佐	上田 俊雄
代 表 監 査 委 員	辰巳 忠次	監 査 委 員	中西 和夫
監 査 委 員 書 記	山崎 篤		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 吉野委員、紀委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますので、ただ今より、建設水道常任委員会
を開会し、本日の会議を開きます。
初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 初めに、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、吉野委員、紀委員のお二人を指名いたします。お二人
にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
初めに、本会議からの付託議案についてでございます。
審議の順序であります。まず(4)認定第1号、平成19年度斑鳩
町水道事業会計決算の認定についてを先に審議し、その後、(1)から
順に審議してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、そのように進めてまいります。
(4)認定第1号、平成19年度斑鳩町水道事業会計決算の認定に
ついてを議題といたします。
初めに辰巳代表監査委員さんから決算審査意見書に基づきご報告を
お受けした後、委員皆さんから意見書についてお尋ねしたいことがあ
りましたらお受けしてまいりたいと思っております。
それでは、辰巳代表監査委員さんから審査結果に基づきまして、ご
報告をお願いいたします。 辰巳代表監査委員。

代表監査
委員

それでは、平成19年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見を申し上げます。

お手元の19年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見書をご覧いただきたいと思うんですが、まず1ページ審査の概要でございますが、審査の対象、これは記載のとおりでございます。

審査の期間は平成20年5月19日に水道事業部の方に往査に行かせていただきました。終日審査手続きを実施いたしました。監査委員2名と監査委員事務局書記1名、それから副町長、会計管理者、このご二人の立会いいただきまして、1日審査を実施いたしました。その後、記載のとおり5月28日まで後ろの方に付いてます色んな分析表の作表でありますとか、あるいはその色んな説明、コメントあるいは結び、そういったものの作業、日数を要しておりますので、5月28日までという風に審査の期間を記載させていただいております。審査手続きでございますが、そこに書いてありますとおり、通常の審査手続き及び必要と認めたその他の審査手続きを実施いたしました。水道事業決算の、適正であるか、あるいは否であるか、適否を確かめいたしました。

審査の結果でございますが、2ページ、冒頭に書いてありますように、審査の結果、審査に付された平成19年度斑鳩町水道事業会計決算書類は関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状況を適正に表示しているものと認められました。以上のとおりでございます。

審査は19日の1日で終えておりますが、本審査以外に3ヶ月に1回、今例月出納検査では3月に1回、水道事業部に往査いたしまして、3月毎の期中の監査を実施しております。それらの色んな実施した範囲全ての含めた監査審査の意見でございます。

ここには特に記載しておりませんが、決算の財政状態、財務諸表、それ以外に、審査を実施いたしました範囲で、内部統制上の問題もなく、また不正、誤謬、そういったものも見当たりませんでした。十分に内部統制が効いているという風に認められたということを併せて申

し上げておきたいと思います。

以下、事業の概要以下を少し補足をさせていただきたいと思うんですが、まず2ページの真ん中の上です。事業概要でございますが、収支の状況、そこに書いてありますが、本年度は、若干、営業収益が増収でありまして、逆に、営業費用が減少しております。そういった増収その結果、増収増益の決算の形になっております。2ページのその比較、損益計算書の右の、一番右の欄でございますが、営業収益は若干増加、営業費用が若干減少しております。その結果、当年度純利益、その表の下から3つ目でございます。その右端、278万4,820円、当期純利益が前年度より増加しておると、こういう事でございます。ここ3年ほど続いております好決算が依然として続いておるといってございます。詳しいことは後程申し上げますが、そこでは営業収益、若干増加となっておりますが、実際には、現実には、給水収益は今年もまた下がっておるといような状態で、その見かけとは若干違う内容となっております。後程、また申し上げたいと思います。

それから3ページ、そっちの方は対予算の対比でございますが、3ページに収益的収支、それから4ページの上の方に資本的収支の対予算対比を出させてもらっております。3ページ真ん中、収益的収支でございますが、収入の方は前のページの損益計算書は、税抜きの、消費税抜きの数字であります。その3ページの表は予算対比でありますから、これは税込みの数字になっています。事業収益、営業収益の方は予算7億8,551万5千円に対しまして、決算額7億7,927万9千円で623万5千円、未達と言いますか、予算不足でございます。これが前年度が2,150万円の未達でございますが、前年度よりは改善されているということになるかと思っております。それから水道事業費用の方は、不用額、合計で4,855万7千円でございますが、予備費が1千万円入っておりますので、結局不用額は3,802万6,670円、これが前年度が4,976万3千円となっておりますので、これも1千万円ほど改善されて、改善というか、不用額は

減らしております。収益は目標に近づいて、それから費用の方も不用額が若干減っておると。これ毎年申し上げておることですが、不用額をあまり出すよりも、予算は厳しくしていただいて、どうしても足りないという時には補正をするというのが一番管理面からは合理的ではないかなという風に思っております。

それから4ページ、資本的収支でございますが、これは前のページの収益的収支は営業収益がいくらであって、営業費用がいくらであって、要するに損益面での収支であって、どれ位の売上があったか、どれ位の費用がかかったか、4ページの方はどういったその資金調達をしたか、売上代金以外の資金調達、それからどういったところにその設備投資をしたか、あるいは借入金を減らしたかという、そういった資本の動きを表したものでありますが、資本的収支はその上の表のとおりであります。資本的収入の方は721万4,780円、予算に未達でございます。これが前年度は172万7千円、予算対比超過でありましたが、ちょっと今年は減っておることでございます。これは工事負担金が見積もりより減っておると。こういった工事負担金だとかいうようなところは、あくまでも見積もりでありますので、これは変わってくる可能性があります。それから、支出の方は、4,109万8千円の不用額が出ておりますが、これは前年度が4,385万8千円でありましたので、前年度よりは不用額は減ってきておることです。当年度はその企業債の償還、2億6,71,9万9,967円と出ておりますが、これは繰上償還を行っておるためでありまして、結局トータルでは、前年度より支出の超過、当年度は支出の超過が3億699万円ですが、前年度より約1億2千万円程増加しております。これは主として、企業債の繰上償還であろうかという風に思われます。それから、資金不足が3億699万、まあ非常に難しい書き方をしておりますが、これは独特の公営企業の決算の用語なんだろうと思いますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億699万6,899円については、減債積立金320万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額283万6,092円、及び

損益勘定留保資金3億96万807円で補填されている。となっておりませんが、足りないお金はどっから持ってきたかということをお話していますが、結局、損益勘定内部留保金というのは、1年間の利益とあるいは外部へ資金支出が伴わない減価償却費でありますとか、あるいは資産の減耗費とか、決算書見てもらったらわかるんですが、あるいは当年度600万円という修繕引当金の繰入れしておりますが、そういった経費は資金流出が伴いません。そういったようなもので、内部留保で補っている。それだけで3億何ぼにならないんですが、あとは前年度からの繰越資金も使っておるということで、そういった内部留保、それからその消費税ではですね、結局消費税の不課税部分というのが公営企業ですからありますので、その分の消費税税抜きにするけれども、結局資金として流出していかないという、計算的にはそういう流出の計算するにしても、結局は出ていかないということで、そういったもので充当しておるということであります。細かい計算をしますと、3億699万7千円から減価償却費の1億3,261万8千円、決算書見ていただいたらわかるんですが、それから当期純利益の3,985万6千円、それから修繕引当金600万円、それから消費税の調整が283万6千円、これを差引きしますと、1億2,568万8千円という金額が依然として不足します。それはどこから充当しておるかという、みなし現金がそれだけ減らしておると。要するに前年度は流動資産から流動負債を引きますと、3億7,484万2千円という要するに資金として使える、当面近い間に資金となるであろうというものが3億7,484万2千円あったんですが、今年はその流動資産が3億4,778万円、決算書の貸借対照表の流動資産というところを見てもらったらわかると思いますが、そのところから、流動負債の9,862万6千円を引きますと、2億4,915万4千円というのが、みなし資金というんですか、手元の現金資金ではないけれども、給水未収金を回収してきたら資金として使える、そういったものを寄せ集めると、そういったものになる。お金としては2億4,915万4千円位使えるだろうと。差引1億2,568万8千円、企

業債の繰上げ償還があつたりしましたんで、資金を減らしておると。そういったもので充当しておるといふことですね。ここで書いてある意味は。ややこしいでしょうけど、おおよそのことはそういう風に理解いただいたらなと思います。

企業債の繰上償還は一応その辺で止まるようでありまして、本日お手元に持っておられますこの決算の附属資料、ここに出していただいておりますが、一番後ろのページに財政推計表というのがありまして、そこの一番下の行に内部留保資金と書いてあつて、その一番下に当年度補填財源と書いてありますが、それが19年度2億4,915万4千円というのが私先程申し上げましたみなし資金ですね、流動資産から流動負債を引いたもの。そうしまして、当年度は企業債の繰上償還あつたんですが、20年度から見ていただきますと、その記号で、項目の欄の下から10行目位ですが、企業債償還(ト)となっている所がありますが、これは20年度からはずーっと1億前後で推移している。26年度位まで1億円前後で推移していて、その後は少し企業債の償還、借金の返済ですね、減っている。逆に、ちょっと上の企業債(タ)というところですが、これは資金調達の方の資金が足りない部分を更に企業債で一部調達していこうと。毎年、6千万円ずつ企業債を発行して、資金調達をしようかとそこでは計画されております。それでいきますと、10年後のですね、平成29年度、ここでは一番下の資金はその辺に来ると若干余ることになってるんですが、今現在ですね、15億、貸借対照表の借入資本金、借入資本金は15億1,400万円、決算書の10ページの真ん中の辺に借入資本金、企業債は15億1,400万円、15億円水道事業の借金があります。それが今の6千万円、毎年借金をおこして行って1億円減らしていきますから、10年先では11億6千万円くらい、その計画でいくとなれば、約4億円位、このままの資金繰りでいきますと借金は減らせられるかなというような、またこれは水道部担当の方からご説明あるかと思いますが、そんな風な借金は今後の見込みかなということになっております。

それから、元へ戻りまして、4ページの真ん中、設備の状況であります。取水設備、配水設備、記載のとおりであります。配水設備は2億466万6千円が執行されている、という風に説明しておりますが、前年度が3億76万7千円でしたので、9,600万円程、当年度の配水設備の設備費の執行が減少しております。その、そこに書いてあります改良整備された配水管の延長距離、当年度は下から5行目、3,021mと書いておりますが、前年度はこれが4,054mでしたので、差引1億円近い設備投資も減っておりますが、1,000m程改良部分の配水管の延長距離も減っておるということになっております。

それから一番下の業務の執行状況、相変わらず当年度も99戸給水戸数は増加しております、10,172件となっておりますが、給水量は減っております、1戸あたりの給水量が減ってきておると、だから減ってきておるということでございます。若干、総給水量は、有収率が少しその5ページの真ん中の辺でございますが、上水道事業の主な実績のところの有収率が、去年の95.6%から94.6%、1%、1ポイント下がっております。これは何かその年の事情があるようですが、県下の平均が90%位やったかな、平均よりはだいぶ当町は高い。落とさないように、注意をしていくことが必要かなと思います。

それから5ページの真ん中、経営成績でございます。これは要するに1年間どういう企業の業績を上げたかという経営成績でございます。後ろの方の9ページに比較損益計算書を付けておりますが、当年度と前年度という風に比較してあります。営業収益は全体で当年度が7億4,310万9千円、そのこの表の一番上の営業収益の所でございます。去年が7億4,298万3千円で差引12万6千円増収となっております。しかしこれはですね、そのこの一番上の給水収益、これは水道の料金です。これは減ってますね。水道料金はなんぼかな、300万円ほど減っておる。何で増えてるかって、そこで見てもらいますと、その他営業収益と受託工事収益というのがあるんですが、受託工

事収益が増えておる。あるいは、その他営業収益が増えておる。これでまあ差引12万6千円増えたことになってるんですが、ベースになります水道料金の料金は減ってきておる。相変わらず減ってきておる。受託工事収益というのは、これは町から消火栓の工事を発注したりしますと、水道を通過して工事が施工されるというようなものなんです。その営業収益の受託工事収益と営業費用の3番目の受託工事費というのがありますが、これは同額なんです。本来同額で、水道事業部では利ざやをとっておりません。営業収益が上がったように見えますけれども、そういった受託工事が増えますと、営業費用と営業収益同額上へ上がります。だからこの数字はあまり比較するようなものではないかな。そこでは利ざやをとっているわけではありません。しかし会計処理上、その受託工事収益が不課税収入になっておるということで、工事費のその消費税額を引くことができないために、消費税額相当額を営業外費用に持っていつてるために、本来、受託工事収益と受託工事費同額でなかったらいけないものが、そこでは利ざやをとったこと、5%の利ざやとったことになってるんです。これは本来同額です。この表示はまた後程申し上げますが、正しいかどうかというのは若干疑問のあるところであります。営業収益はそんな事で減っている。それからその他の営業収益も、これは要するに、給水負担金あたりが新規の給水家庭が増えますと、一時にもらう給水負担金が増えたりしますので、そういったものがこの中に相当含まれている。だから新規の給水家庭が減りますと、この営業収益はガクンと減ると。新規に入ってくる給水負担金なんかは原価なしで全くその入会金的に、加入権利的にもらうわけですから、それが増えますと、利益が上がってくると、こういうことになりますね。収益、経営成績、ざっとしたところはその位のことでありますが、比較損益計算書を見ていただきますと、売上高純利益率、去年が5.0%が5.4%、当年度純利益と書いた所の右側の比率ですね、5.4%というのは一般の企業から見ますと、かなり、かなりでもありませんが、まあまあの数字であろうと。財務分析的に言いますとまあまあの数字であるということになるかなと。

ついででございますが、今申し上げました新規にその、経営成績はそんなんで当年度は今言うように、3,985万5千円の利益が出ておると。その利益をいいと見るか、多いと見るか、少ないと見るか、そういった事もあるんですが、会計というのは何を利益、何を儲けと見るか、何を費用と見るかが見方でコロッと変わります。そこに先程申し上げましたその他営業収益の中には、給水分担金というのがあります。例えば口径20ミリの給水管をふせる、水道のその家庭へひくその何ですか、そういった13ミリ、20ミリという色々な口径あるようなんですが、標準的に20ミリが多い。20ミリの口径の水道を設置しますと、給水分担金6万3千円、加入分担金26万2,500円、合わせまして、32万5,500円というのがもらえます。新規に給水を受けられる家庭からね。その内、6万3千円はこの利益に入れている。給水収益に入れている。で、26万2,500円は何になるかという、資本に入れる。利益には入れません。だからこの水道事業決算書を見ていただきますと、水道事業会計決算書があります。私の意見書でなしに決算書。決算書を見てもらいますと、7ページを開いてもらいますとね、7ページ、平成19年度斑鳩町水道事業剰余金計算書というのがあります。これは利益がどんだけ上がった、内部留保が当年度どうなったかという、上のところは利益剰余金の部となっておりまして、真ん中から下のところは資本剰余金、要するに、資本が増えたか減ったか。通常、民間の株式会社なんかでいきますと、資本というのは株主が払い込んだ資本、株主以外で資本が増えるというのは、利益を上げた場合は自己資本がどんどん増えていきますが、資本というのは通常、株主が払い込んだのを資本金といいます。それ以外に本来は株主の資本ではないんだけど、資本にしておかないと、資本か負債かどっちかしかないんです。資金調達を資本で調達するか、借金で調達するか、この水道の場合は借金も借入資本金として、資本に入れておりますが、借金は借金で負債です。で、返さなくていいもんが資本なんです。本来、普通の事業会社の場合は株主が払い込んだ資本が、これが資本なんですが、それ以外に例えば、その、うち

はこないだ法隆寺駅を改修、改築いたしました。電鉄会社なんかは、自分とこがなんぼ設備を改良しても、踏切を改造しても、電鉄の収入にはあんまり関係ないですね。それは一般の社会資本が整備されるだけであって。ところが、電鉄会社は地元から工事負担金をもらえる。県やとか市からね。改良するのは地元のためやと。あるいは国から国庫補助金もらえる。自分とこの負担なんて、100億の工事するとしたら、1億か2億程度、残りは全部もらう金なんです。これは何かいうたら借金とは違います。返さんでいいから。そしたら資本かというたら、資本でもない。株主が払い込んだものでもない。だからやむを得ず、一旦、資本にしときましようという、会計では、仮に資本にしとく。で、それを色んなやり方で、例えばそれは利益と見て、利益と資本を何で分けなければならないかという、資本は株主が払い込んだもので、利益は営業して稼いだものだと。利益で稼いだもんは社外流出もよし、配当に出してもよし。利益が出たら、税金がかかります。税金はそっから払いなさいと。資本と利益と混同しますと、株主が払い込んだものがもう一ぺん配当に戻っていく。あるいはそれを利益と見ると、株主が払い込んだものが税金になって国に入っていく。だから資本と利益とは峻別しなければならない。地方公営企業規則もそういう風書いてありますが、地方公営企業規則もそういう風書いてありますが、地方公営企業は配当いりません。税金もかかりません。だからそこまで資本と利益を厳密に分ける必要があるのかどうかと。公営企業規則では書いてありますが、本来必要はないかなと私は思います。余計なこと長くなるんですけど、その7ページの今の真ん中の剰余金計算書の真ん中の所ですね、資本剰余金。これがそういったもんです。株主が払い込んだもんじゃないけれども、外部からもらった、一旦資本にしときましよう。その3の、工事負担金の当年度発生高、1億2,459万1千円、これだけ工事負担金として外部からもらいました。うちとしては資本にしますという風にしておる。その中で、加入分担金4,932万円、それから工事負担金7,527万1千円と書いてありますが、この工事負担金は要するに町がしてく

れといった工事を水道が受けたとか、色んなそんなことで、外部が負担したものだ。で、加入分担金というのは先程言いましたように、20ミリの口径を付けますと、32万5,500円払って、その内、6万3千円は利益です。上のそこの剰余金計算書でいきますと、真ん中の今の資本剰余金と書いてありますちょっと上、3. 当年度純利益、3,985万5,141円、この利益の中に含まれております。6万3千円はね。で、26万2,500円はそこの加入分担金の4,932万円、これがその加入分担金として、家庭からもらった、これ利益には入れておりません。だからこれは利益と見るのか、資本と見るのか、条例で今そういう風に分けるということになっておるだけでありまして、果たしてそれが利益と、6万3千円が利益なんか、10万が利益で、残りの20万円が資本なのか、それはわかりません。一応そうしておるだけなんです。だから本来、私はそれがいかんとか、ええとか言ってるんではありませんよ。利益をどう見るか、あるいは水道料金をどう考えるかという時に、そういったものも頭の中に入れてお考えにならないといかんでしょうということをご理解いただくために申し上げている。そういった会計というのは、どう資本を見るか、どう利益を見るかということでもろっと変わります。会計の専門の研究者の間でも、こういったものは全部利益だという学説と、それから全部資本だという考え方もある。どちらかというとならぬと経営者よりの学説を唱える方々はこれを資本とみます。経済学的に、純粋に経済学的にこういった企業の決算を経済現象の表現だと見るような学者は、これを利益だと、そんなもん全部利益だと、そんなん資本などあるはずがない、全部利益なんだという風に見ます。色んな学説があるがあるところでありまして、無理に一部、給水負担金と加入分担金に分けておると。そういったものがそういう風に決算書では分かれて表現されておりますよというのを、どう見るかは、私の個人的にはそういった処理の仕方の善い悪いを云っているわけではありません。決算というのは、そういったもんから組み立てられてますよということ申し上げて、ちょっと余計なことになりますが。

その次、6ページの(5)財政状況であります。先程の経営成績は、どんな収入を得て、どんな費用を使ったか、1年間儲けたか、損したか、どやってんという通知簿。財政状況はその結果、今現在、年度末ではどんな風に資金がおかれて、どんな所からどんな資金調達してどんな風に運用されておるかということを表している。財政状況、貸借対照表ということで会計では普通表しています。そこの後ろの10ページの比較貸借対照表を見てもらいますと、これが財政状態といわれておるんですね。当年度末総トータル負債資本、総資本合計は63億8,900万、約64億位の資金をもってかかってこの事業が営まれておるということになります。自己資本比率、要するに、返さんでいいお金ですね、その内。それがそこでは資本合計と書いて、62億8,400万円、資本比率が98.4%、ページ10と書いたその上のところです、下から2行目位のところですが。この中には借入資本金が入っておりますので、借入資本金は借金です。本来負債ですね。公営企業規則ではこういう風にするとということになっておるので資本に入っておるだけで、本来はこれは負債なんです、この自己資本比率の借入資本金をのけましても、74.6%という風に、かなり下がりますが、これであっても、かなりの自己資本比率で財政状態は安定しておる、何ら問題ないということになるかと思えます。

それからその次、6ページ(6)キャッシュフローの状況、これはどんなところから資金が入ってきて、先程、その資本収支の状況というのがありましたが、あれは単に資本的なお金が入ってきた、出ただけでありまして、このキャッシュフローというのは利益のお金も、それから資本のお金も入れて、どういったところからお金が入ってきて、どこへお金を使ったかということを表しておると。11ページにキャッシュフロー計算書が付いてありますが、これは通常は営業活動、要するに事業活動でキャッシュを稼いで、その分を投資に回す、新規設備に、投資に回す。そこでお金をまだ余らせるくらいだったらまだ一番資金繰りとしてはいいわけなんです、なかなかそうはいかない。営業で稼いだ以上に通常は資金を流出してしまうことが、設備投資が

それだけしないと立ち遅れるというような、どんどんその革新が早いわけですから、そういった時代になってきている。そこで足りない分をどうやって資本で補うか、どうやって借金で補うかというのをそこ (i) (ii) (iii) という風に分けて、そこで表現しております。営業活動によるキャッシュフロー、これは1億8,703万1千円、これだけ事業によって儲けたお金から資金をつくりましたというのが1億8,700万円。で、投資で2億6,600万円使いましたよと。差引8千万円程お金は足りません。それをどうしますかということ、借入金減らした、それ以外で、まだこれも足りないですね、財務活動でもまだ借金を減らしておりますから、要するに全部資金が足りなかったと。年度末には1億5千万円しかお金ありません。年度始めには3億6千万円ありました。下のところですね。数字の (iv) (v) (vi) のとこ。現金及び現金同等物の減少額、期首残高、期末残高。要するに、1年間で1億5千万円程お金減らしました。あと年度始めに3億6千万円お金ありましたけども、期末は2億800万円。これは手元現金で2億800万円しかありませんでしたというような状況を表しております。その (i) 営業キャッシュフロー、それから (ii) 投資キャッシュフローを引いたフリーキャッシュフローがどれだけ余るかというところで普通は資金繰りを見るんですが、必ずしもそうはいきません。ミクロでこれは見るだけで、マクロ的にそんな一時的に多かった、少なかったと言っても、あんまり意味のない場合があります。どういったものかというのをある程度、概略を見るのに、判断するのに、参考にするといったものであります。

それから7ページいきまして、(7) 損益分岐点分析。これは要するに書いてありますように、今、3,900万円ですな、利益が出ておりますが、売上が、給水収益が減りますと、赤字になります。なんぼ位のところまで売上が落ちたら赤字になるかという、黒になるか損になるかという分岐点ですね。それを損益分岐点といいます。だから通常、企業なんかは、損益分岐点というのは一取引毎にどんだけの利益率があるか、要するに売上から材料費を引いたら一つでなんぼ儲か

るか、で、1年間に固定費がいくらいるか、その儲けでなんぼ固定費を賄わないかんかということで分析して、固定費を抑え、限界利益を増やすということで管理をしていって、利益管理をするんですが、そういったものをここで分析しておるわけで、損益分岐点の売上は、そのこの損益分岐点分析を見てもらいますと、12ページの一番下に書いてある、6億3,028万2千円、これはマクロ的な大きな分析ですんで、緻密にきちんとそれが合うかどうかわかりませんが、およその数字です。6億3千万円を1年間の売上が下回ったら赤字になりますよと。6億3千万円を越えておりますと、黒字になりますというのがそのこの損益分岐点。これが前年度が6億3,800万円でしたから、約800万円近く好転しておると、良くなっておるということですね。それは色んな固定費が下がっておったりする面もあるんですが、全体に経費を圧縮しておられるということだろうと思います。損益分岐点の位置が前年度が89.6%、これが88.9%。あと11%から12%位余裕があるという、11%売上減らしても大丈夫かなというような分析結果であります。

以上がそこに書いてあります、色んな各数字のコメントであります。最後に結論というのか、結びであります、7ページの一番下であります。

ちょっと読んでみます。

むすび。当年度の水道事業会計は、一般会計からの補助金が735万9千円減と前年比半減したにもかかわらず、当期純利益は278万5千円増の3,985万5千円と相変わらずの好決算であった。

増益の原因は、県水の受水量がほぼ前年並に止まり、有収率が僅かながら低下したため、総有収水量に占める自己水比率が更に高まり、全体の給水コストを引き下げたことによるものと、県水受水費を除く営業費用が人員増加があったにもかかわらず、全体で受託工事費を除き438万5千円圧縮が図られた点にある。

ただ営業収益は名目上は12万5千円の増収となっているが、費用収益の同額両建計上されている受託工事収益を除いては実態は給水収

益の減少をその他営業収益の増加があったもののそれをカバーしきれず、161万5千円の実質営業収益は減収である。

先程申し上げましたように、工事収益というのは増えたり減ったりしますが、これは売上というより収益費用の通過勘定であって、それで収益は形式上は上がっておりますよということですね。利益は出ておりますが、縮小均衡で利益が出ておると。これは一般的には今社会は全部そうでありまして、売上は増えない。売上は減るけれども、利益はなんとか維持しておる。一般社会とよく似たようなことですね。

それからその次、7ページの下から2行目からですが、水道事業経営の見通しは長期財政推移表によれば、突発的災害でもない限り、今後も安定した状態が続く様子であり、目先の懸念材料は特に見られないと云える。

しかしながら、公営企業は常に企業の経済性を発揮し、公共の福祉に増進するよう運営すること、及び給付についての料金は公正妥当なもので、能率的経営の下における適正な原価を基礎とし、かつ公営企業の健全な運営を確保するものとされているところから、経営の現状に余裕があるとしてもより一層の合理化に努めなければならず、甘さは許されない点に留意すべきであろう。

一般会計からの補助金も平成20年度以降は廃止されるが、地方公営企業の経費は料金収入をもって充てることが適当でないもの、或は収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められるものを除き、経営に伴う収入をもって充てなければならないとする地方公営企業法に照らせば当然であろう。

以上のことから、数年来続く好業績が前記の公共の福祉の増進とどう絡ませてゆくのか、料金の適否や健全な運営の確保のための投資についての経営方針選択が今後の課題となってくるものと思われる。

何を申し上げたいかという、そこに書いてある、地方公営企業法では地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。これは地方公営企業法第3条にそれが書かれてあるんですが、こ

これは合理性と能率性を経営原則にしなければいけないということを言っている。それから同じく21条の第2項では、地方公営企業の給付についての料金は、公正妥当なものでなければならない。且つ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保するものでなければならない。これは赤字になってはいかんということで、能率的に経営して、原価を回収しなお、利益は出てて、多少の余裕を持ってやらないかんかなと、そういうようなことかなと。油断せんと、甘さは持ってはいけない、油断してはならないというようなことかなと思うんですが、それが21条にあります。それから17条の2というところに、地方公営企業会計において、その経費は経営の収入をもって充てることの適当でない経費、及び能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって、充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。要するに、そういったようなことで、補助金を一般会計から出しておったんですが、本来の地方公営企業法の規則或いは精神からいきますと、まず経費は料金収入で賄いなさいよと。補助をするというのは、特別な事情のない限りしないのが原則でありますというようなことになっております。そういったところから、廃止されるのが当然だろうかなということを言っております。もう少し早くてもよかったのかなと思われんこともありませんが、利益が確実に出るようになったのはここ2、3年でありますから、タイミングとしては良かったのかなと、安定した利益が出るようになってきたので、ちょうどいいタイミングかなという風に思われます。健全な運営の確保をしなければいけないという風に地方公営企業法では書いておりますので、赤字ぎりぎりでは危ない。やっぱりある程度の利益を出さないかんということかなと思います。だから逆に利益が出すぎる場合は、これは適正料金といえるかというようなところにも問題点があるかなと。しかしながら、絶えず、今現在も管路近代化、或いは老朽管更新事業どんだんなさっておりますが、まだそういった取替えせないかん部分が相当あるようで、今後も減価償却費負担は増えていくだろう。

そうすると、利益が少々出ても、そういった償却負担が出てくる。或いは、給水収益が毎年減っていつている。0になることはありませんが、長期低落傾向が続いておる。或いは、その今言う新規加入者が減りますと、その他営業収益が減ります。今年1年間でいくらでしたかな。損益計算書の内訳見てもらいますと、1,184万円ですね、今年。そういった新規加入の家庭が減りますと、こういったもんが減ってくる。だから利益がいいかどうか、料金が適正かどうかはその辺を総合して判断しなければならない。要するに、そういう具合にして、公共の福祉を図るために、料金をどう見るか、それから健全な経営をしていくために、設備投資をどうしていくか。そういった事を色んな事を経営方針、運営方針で検討しなければならないんじゃないでしょうかということをお願いしておるわけでありませう。

それから最後、ページの真ん中、会計処理面に関しては、設備の近代化云々ありますが、この辺は読むの省略して、かい摘んでちょっと説明だけしときませう。

会計処理面の細かい話であります、先程申しました設備投資をしますと、減価償却費が発生し、費用として認識をして、それを原価と見て水道料金、公共料金にそれを乗せていつて、その投下資本を回収すると、こういう風になるんですが。減価償却費をどう見るかということですが、現在、減価償却はその償却の開始を、設備投資をすると仮に4月に配水管のある所の工事が完了した、1年間、4月から翌年の3月までそれを使います。使って、片一方使用して収益しておるわけですから、その効果で片一方他の経費が押し下げられた。或いは給水料金が入ってきたりします。それが収益に結びついつている。或いは、他の費用を節約できることになる、というような効果があるんですが、減価償却費は翌年度からなさつております。これは地方公営企業規則でなしに、通達ですかね、これは総務省の通達なんではございませうか、通達で基本的に翌年度から減価償却しなさいとなつていつている。しかし、年度途中で新設した設備はその年度の途中から月割り償却しても構わないと。本来、企業会計の費用収益、どの費用に対してどの収益を対

応させるかという費用収益の対応の原則というのがあるんですが、それは対応させないかん。片一方、費用だけ翌年おくりにして、収益だけ片一方あげるとするのは、本来、企業会計のその原則、考え方からあんまりよくない。だから会計理論から言うと、年度途中で月割りして償却の方が本来正しい。だからそういったところが、利益も安定して出てきておるわけでありますから、費用収益の対応にきちんと合わすべく、減価償却を当年度からしてもいいんじゃないかというようなことをそこで申し上げている。それから、残存価額と言いまして、償却可能限度額、これ以上償却しない、1億円で作った設備を5%だけ残しておられます。500万円に帳簿価額が落ちたらそれ以上償却しないということにしておるんですが、それは何かというと、その最後、使用に耐えられないようになった、設備を廃棄する時に5%位で売れるだろうと、廃物価額という風に言ったりしておりますが、それを残存価額、或いは償却可能限度額と言ったりする。それを5%残しておられます。今しかし、もう5%で廃棄する時に売れるというようなことは、あんまりありません。特殊な設備の場合は別ですが、まだ廃棄費用がかかります。最近のその会計の考え方は、単に減価償却だけでなしに、そういった廃棄する時にものすごく金がかかる設備は、廃棄費用を、その使ってる間に、撤去費用引当金か、何かそういったものをまだ使っている間に将来の費用を引当なさいというような考え方になってきておりまして、残存価額を高く残すというような考え方はもうなくなっています。今現在、税法でも1円まで償却しますということになっておりますので、そういった意味から5%残しておられるのも、備忘価額の1円まで償却するという今の流れからすると、そういった方法も研究なさったらどうでしょうかということ、そこで申し上げております。あとは、受託工事収益、先程申しましたように、受託工事収益と受託工事原価は同額であります。100万円工事費がかかったら100万円もらうということにしております。町へ100万円請求して。事務手数料として、別に請求をして、その他営業収益に利ぎや部分というか、事務手続きでの手数料を計上して、工事

原価と工事高は全く同額である。ところが決算書では利ざやがあるように、表現されている。これは、実態を表しているようにならない。規則上そういった風にしなければならないのであればやむを得ませんが、それでなかったら、本来同額であるものは同額にすべきではないかという風に申し上げておきました。それから毎年未収収益を申し上げております。あんまり大口の未収収益はありません。ただ、細かい数字で長期に残ってきておるもの、或いは、短期的に、ちょっと若干大口かなというのがちょっと、1、2、見受けられます。その程度なんです。一部が時効が来たということで、不納欠損処分なされた。その残りを残したり、同一人物でも時効きた部分だけ落として、残りの部分を生かしたりしておるんですが。実際には古いそのトラブってのような未収金、1、2あつたりしますが、それらも実際にどうなんでしょうかということ、もらえないだろうと、もらうことは難しいだろう。向こうが、色々トラブって、それなりの理由を向こうがこじつけておるといふことでももらえない。もらえないものなら、もらえないという風にしないと、決算をした人がもらえないと思ひながら、もらえらるという風に未収収益としてあげるのは、これはインチキで虚偽表示、会計上。だから我々が監査人が、監査する立場が、もらえんのと違ふかと言うても、会計してる方がこれはもらえますねん、とりにいったらとれますねん言う、それは生きた債権。第三者が勝手に言うてるだけで。ところが決算してる方がもらえないだろうと言ってるのは、生きた債権とは言えないんとかやうか。だからその辺を落とす方法をもうちよつと研究なさって、落とせる方法になさったらどうですかということをお願いした、これが未収収益。

それから最後に4行程、契約文書ということ書いてあります。これは色々な地代払っております。井戸の用地の地代だとか、或いは浄水場の配水路の用地費だとか。以前からの古い契約なんです、契約書ではお米の、どんな時代でもお米は必要やから、お米の代金で清算する、昔地代の契約では。そないなってるのがありますが、実際にはその計算をなさらずに、固定的な地代を払ってる。或いはそれ以外に地

代は無償だとしながら、お礼くれという、別の行があつて、無償としながら、お礼を払うという契約があつたり、もうちょっとその辺は整備なさつたらどうでしょうか。まことに細かいですけど、そういったことをこの辺で書く程のことではないんですが、どうでしょうかということを書かしていただいております。

以上でございます。長くなりましたが、特に問題がある訳ではありません。決算の内容、或いは会計というものはそういうものだということをご理解いただきまして、委員会で検討していただけることに何か資すればという風に思っております。ご清聴ありがとうございました。

委員長 辰巳代表監査委員におかれましては、ただ今詳細なる報告をいただきました。本当にありがとうございました。

ただ今報告を受けました決算審査意見書について、何か質疑があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって決算審査意見書に対する質疑を終結いたします。

辰巳、中西両監査委員さんには、あらかじめ決算審査意見書の報告の後、退席の申し出がありますので、これを許可いたします。

辰巳、中西両監査委員さんには、水道決算審査にあたりまして、詳細なご報告をいただきまして本当にありがとうございました。委員長として心よりお礼申し上げます。

暫時休憩をいたします。

(午前9時55分 休憩)

(午前9時56分 再開)

委員長 再開いたします。

それでは、平成19年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を受けることといたします。理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長 平成19年度斑鳩町水道事業決算書の説明をさせていただきます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
部長 恐れ入ります、座って説明させていただきます。
それでは、決算書の12ページをお願いいたします。
1. の概況につきまして、朗読をもってご説明申し上げます。

(1) 総括事項のうち ア、業務状況であります。

(ア、業務状況の朗読)

上下水道
部長 次に、イ、建設改良費につきまして、朗読をさせていただきます。

(イ、建設改良費の朗読)

上下水道
部長 建設改良工事費の減少の主な理由といたしましては、配水管の改良を計画的に進めておりますが、それらの減によるものでございます。

なお、14ページから16ページに各項目の工事別に工事、内容、金額、工期等をお示しいたしておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

なお、配水設備改良費は経年塩ビ管の更新、石綿管更新、下水道関連工事で2億466万6,000円、16ページをお願いいたします。浄水場設備改良費で766万5,000円、取水設備費で325万5,000円で、建設改良工事費合計で2億1,558万6,000円あります。

また、施工にあたりましては、震災等突発的な配水管事故での断水

区域の範囲を出来る限り縮小するため管路のループ化及び仕切り弁の設置等管網整備に努めているところでございます。

それでは、恐れ入ります、12ページにお戻りくださいますでしょうか。

ウ、の財政状況につきましても朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

(ウ、財政状況朗読)

上下水道
部長

恐れ入ります、次に、13ページをお願いします。

まず、(2) 議会議決事項でございますが、いずれの議案につきましても、満場一致で議決又は認定いただいております。

次に(3) 職員の配置状況でございます。

年度末で業務が5名、工務給水が4名、浄水で1名の計10名で、前年度と同様であります。

なお、臨時職員は3名から5名へ2名の増となっており、業務関係での増であります。

次に、17ページをお願いします。

業務量に関する事項の説明をさせていただきます。

行政区域内人口につきましては、28,553人で前年度より88人の減であります。平成20年3月31日現在の人口でございます。

年度末契約件数につきましては、10,172件で前年度より99件の増加であります。

年間総給水量につきましては、契約件数の増加により、前年度より12,107m³増の330万7,592m³であります。

県水受水量につきましては、前年度より777m³増の221万777m³であり、年間有収水量は昨年度より、19,865m³減の313万21m³、有収率は前年度に比べ1.0ポイント下がり94.6%でございました。

有収率につきましては昨年度より下がっておりますが、水道経営、

特に給水原価に大きく左右されることから、漏水調査を毎年度実施し、漏水箇所の早期発見に努めてきた結果、以前は全国平均値を下回っていましたが、近年は全国平均を上回る約94から95%前後で推移している状況でございます。なお、18年度の全国平均は89.7%といったところでございます。

今後におきましても、引き続き漏水調査を実施しながら、漏水箇所の早期発見、早期補修に努め、有収率向上に努めてまいり所存でございます。

本日配布の資料1-3をご覧くださいませでしょうか。平成13年度からの1戸当たりの口径別使用水量の推移及び給水収益の推移をお示しいたしております。

各口径ともに、平成13年度との比較では約10%減少しております。

また、恐れ入ります、元の17ページにお戻りいただけますでしょうか。

供給単価でございます。前年度とほぼ同程度の1m³当たり消費税抜きで226円64銭でございます。

給水原価につきましては、1m³当たり消費税抜きで225円80銭でございます。

次に19ページをお願いします。

④に給水原価構成をお示しいたしておりますが、構成比率が最も高いのが、4行目の受水費で45.2%となっております。

1行目の人件費は12.5%、6行目の支払利息は8.5%、7行目の減価償却費は18.6%となっております。

次に、18ページの(2)事業の収益及び費用に関する事項でございます。

まず、①水道事業収益でございますが、前年度より488万1,534円減の7億5,427万4,462円であります。

主なものは、営業収益の給水収益で265万8,000円減少の7億937万2,500円であります。

営業外収益は前年度より他会計補助金の減少により、510万7,205円減の1,106万5,165円であります。

その内、雑収益は、前年度より128万9,186円増であり、町制60周年記念事業として販売いたしましたボトルドウォーターの売却代金が主なものでございます。

特別利益は土地売却収益10万725円を過年度損益修正益として処理いたしました。

次に、②の水道事業費用は、前年度より766万6,354円減の7億1,441万9,321円であります。

営業費用では、前年度より266万3,866円減の6億5,364万3,543円であります。

その内訳といたしましては、原水及び浄水費で3億8,551万5,495円であり、その主なものは県水の受水費でございます。

配水及び給水費では、6,121万8,549円であり、主なものといたしまして、人件費と修繕費でございます。

減価償却費では、236万3,056円増の1億3,111万7,183円、資産減耗費では450万8,953円減の150万1,136円であります。

営業外費用は支払利息の減少により、前年度より425万4,741円減の6,053万6,539円であります。

雑支出につきましては、昨年度より12万3,974円増の52万4,126円で、これは消費税の3条特定収入分でございます。

特別損失の過年度損益修正損では、過年度分水道料金徴収不納欠損及び過年度分調定減分で23万9,239円でございます。

24ページから26ページに平成19年度の収益的収支明細書を添付させていただいておりますのでご参照ください。

次に、20ページからの会計についてご説明させていただきます。

まず、(1)固定資産の取得でございます。

主なものでは構築物の管工事については、総延長3,021mで1億7,859万8,000円の取得であります。

建設仮勘定については、336万円であり、その内訳につきましては、29ページをお願いいたします。下の方に建設勘定の内訳を減少分と増加分として事業名と場所、金額をお示しいたしております。増加分として、服部2丁目地内の水管橋布設替測量設計業務で336万円でございます。

恐れ入ります、21ページにお戻りいただけますでしょうか。21ページには重要な契約要旨であります。1千万円以上の契約をお示しさせていただいております。契約件数は9件、前年度14件で全て入札により契約を行っております。

次のページ、22ページにおきましては、企業債及び一時借入金の概況でございます。前年度末残高が1億6,191万3,530円、本年度借入高が2,000万円で、資金対策でございます。石綿セメント管に対する企業債でございます。

本年度償還は2億6,719万9,967円で、本年度末残高は1億5,471万3,563円でございます。

なお、30、31ページをお願いいたします。

企業債の明細をお示しいたしております。5件につきまして償還を完了したところであり、その内、旧大蔵省資金運用部の3件につきましては繰上げ償還によるものでございます。

それでは、恐れ入ります。また22ページにお戻りいただけますでしょうか。

本年度中におけます、一時借入金はずりございません。

(4) その他の会計処理に関する事項についてでございます。

(ア) は、消費税の関係であります。確定消費税額は1,290万5,500円であります。

なお、参考といたしまして資料の1-1消費税の試算表を添付いたしております。

次に、(イ) は、町の一般会計から補助金の充当でございます。(ウ) は、減価償却の会計処理方法、(エ) は、引当金の計上、(オ) は、たな卸し資産の評価基準及び評価方法について記載をさせていただ

ております。

以上が概況の報告でございます。

次に、諸表の説明に移らせていただきます。

まず、2ページから3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出についてでございます。

まず、収入の水道事業収益では最終予算額7億9,449万円に対しまして、決算額7億9,054万7,743円、差し引き394万2,257円の減となっております。

第1項の営業収益で予算額7億8,551万5,000円に対しまして、決算額7億7,927万9,728円、差し引き623万5,272円の減。

第2項の営業外収益では、予算額887万5千円に対しまして、決算額1,116万7,290円で差し引き229万2,290円の増。

第3項の特別利益では、予算額10万円に対しまして、決算額10万725円で差し引き725円の増でございます。

次に支出でございますが、最終予算額7億9,635万4,000円に対し、決算額7億4,779万6,099円で4,855万7,901円の不用額となっております。

第1項の営業費用では、予算額7億1,265万4千円に対しまして、決算額6億7,462万7,330円で差し引き3,802万6,670円の不用額で、不用額の主なものは泉水受水費、資産減耗費、減価償却費、動力費等でございます。

第2項の営業外費用では、予算額7,320万円に対しまして、決算額7,291万7,913円で28万2,087円の不用額となっております。

第3項特別損失では、予算額50万円に対しまして、決算額25万856円となっております。

第4項の予備費1千万円につきましては、執行いたしておりません。

次に4～5ページの資本的収入及び支出をお願いいたします。

資本的収入で最終予算額1億8,490万9,000円に対しまし

て、決算額1億7,769万4,220円で721万4,780円の減であります。

決算額の内訳といたしましては、第1項の企業債では、2,000万円で、第2項の補助金では、2,663万2,000円、第3項の工事負担金では、1億3,082万550円で、第4項の固定資産売却代金では、24万1,670円でございます。

次に、資本的支出では、最終予算額5億2,579万円に対し、決算額が4億8,469万1,119円であり、不用額は4,109万8,881円でございます。

決算額の内訳といたしましては、第1項の建設改良費では2億1,749万1,152円、第2項企業債償還金では、2億6,719万9,967円であります。

また、表の欄外に書いておりますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、3億699万6,899円は、減債積立金320万円で、消費税及び地方消費税資本的収支調整額283万6,092円、損益勘定留保資金3億96万807円で補填したところでございます。

恐れ入ります、6ページの損益計算書のご説明に移らさせていただきます。6ページをお願いいたします。

1.の営業収益は、給水収益、受託工事収益、その他の営業収益の合計で、7億4,310万8,572円、2.の営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費などの合計で、6億5,364万3,543円で、差し引き営業利益は、8,946万5,029円でございます。次に、3.の営業外収益は1,106万5,165円で、4.の支払い利息等の営業外費用は、6,053万6,539円で、差し引きいたしますと、マイナス4,947万1,374円となり、営業利益から営業外損失を差し引きしますと、経常利益は3,999万3,655円でございます。次に5.の特別利益は10万725円で、6.の特別損失は、水道料金徴収不納欠損額等で23万9,239円あります。

こうしたことから、当年度純利益は3,985万5,141円でございます。

前年度繰越利益剰余金は2,720万275円であり、結果として当年度未処分利益剰余金は6,705万5,416円となりました。

次に、7ページでございます、剰余金計算書でございますが、減債積立金で320万円処分し、残高0円、利益積立金で1,070万円、中ほどにございます、当年度未処分利益剰余金は、6,705万5,416円、一番下にございます、翌年度繰越資本剰余金は、工事負担金、国庫補助金、受贈財産評価額の合計で、40億580万1,478円でございます。

恐れ入ります、8ページをお願いいたします。8ページの剰余金処分計画案でございますが、当年度未処分利益剰余金6,705万5,416円のうち、約20分の1の340万円を減債積立金及び、利益積立金としてそれぞれ積立て、さらに3,000万円を建設改良積立金として積み立てたいと考えております。

その結果、翌年度繰越利益剰余金といたしましては、3,025万5,416円となる処分計画でございます。

次に、9～10ページをお願いいたします。平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。まず9ページの資産の部でございますが、有形固定資産の合計額は、中段にございますように、60億4,137万9,534円となっております。

明細につきましては、28～29ページをご参照いただくようお願いいたします。

次に、無形固定資産としまして25万500円であり、こうしたことから、固定資産合計は、60億4,163万34円、次に、流動資産でございますが、現金及び預金が2億872万9,692円、未収金は、1億3,173万1,911円であり、この内訳につきましては37ページをご参照いただけるようお願いいたします。

引き続き9ページでございますが、貯蔵品628万148円、そして前払費用103万8,000円、これらを合わせまして流動資産合

計で3億4,777万9,751円となり、資産合計が63億8,940万9,785円であります。

次に、10ページの負債の部でございます。固定負債としまして、修繕引当金640万円、これは前年度引当金40万円に浄水場のろ過用活性炭の取替え費用等のため600万円を積み立てたものでございます。

次に、流動負債でございますが、未払い金は、9,371万2,369円となっております。この内訳につきましては、37ページをご参照いただけますようお願いいたします。

前受金は、13万415円、預り金といたしまして、478万3,098円、これは出納事務取扱金融機関及び検針業務委託業者からの担保といたしまして、それぞれ10万円、下水道料金預り金並びに雇用保険の預かり金でございます。

これらを合わせまして、流動負債の合計が、9,862万5,882円であり、負債合計は1億502万5,882円となります。

次に、資本の部でございますが、自己資本金6億2,611万3,446円、これは水道が一般会計から企業会計に切り替わった時の分を資本金に充当されているものに、一般会計からの出資金及び積立金処分額を加えたものでございます。

さらに借入資本金として、企業債15億1,471万3,563円でございます。

こうしたことから、資本金合計は21億4,082万7,009円となります。

次に剰余金でございますが、資本剰余金としまして、先ほど7ページでご説明させていただきましたとおり、工事負担金等で合計40億580万1,478円で、利益剰余金といたしまして、利益積立金1,070万円、当年度未処分利益剰余金6,705万5,416円で、利益剰余金合計では、1億3,775万5,416円となります。

そうしたことから、剰余金合計では、41億4,355万6,894円であります。

結果、資本合計は、62億8,438万3,903円となります。
負債・資本合計といたしましては63億8,940万9,785円
となります。

次に、恐れ入ります、38ページをお願いいたします。

内部留保資金明細書でございますが、これは企業の運転資金と言わ
れるものであります。

このページ中ほどの合計欄にありますように、前年度からの繰越額
3億7,484万1千円で、当年度発生額は1億2,568万7千円
の減額となり、翌年度繰越額は、2億4,915万4千円となりまし
た。

次に、39ページにおきましては、水道経営状況の推移分析に参考
といたしまして、過去5年分を累年別の損益計算書を、次に、40ペ
ージには累年別貸借対照表をお示しいたしておりますので、経営分析
のご参考にしていただきますようよろしくお願いいたします。

また、41ページ以降におきましては、主な経営の分析比率表をお
示しいたしておりますして、右端に全国平均の数値を掲載いたしてお
りますので、ご参照いただけますようよろしくお願いいたします。

特に、資料1-3をご覧くださいませでしょうか。

1戸あたり使用水量では、各口径ともに平成13年度より毎年度減
少傾向になっており、給水収益におきましては、平成13年度より約
5,000万円程度の減少となっております。

次に、資料1-4の石綿セメント管の改良状況でございます。平成
19年度は1,009mを改良し、平成20年度では720mを予定
いたしております。

次に、恐れ入ります、資料1-6の財政推計表をご覧くださいませ
でしょうか。平成30年度まで推計をいたしております。

中ほどに収益－費用の欄をご覧くださいませと思います。

平成17年度は約5,420万円の利益となり、平成18年度は約
3,700万円の利益となっております。平成19年度では、約3,
980万円の利益が発生いたしております。

推計といたしましては、平成20年度以降も当分1,000万円程度の利益で推移すると予測している状況でございます。

一方、資本的収支は下水道関連工事、石綿管や塩ビ管の改良費用などで費用が発生し、一番下でございます。行の運転資金としての当年度補填財源といたしましては、当面は1億8,000万円程度となっている状況でございます。

これらのことから、現段階の財政推計では、社会経済の大幅な変動が無く、また県水の値上げがないと仮定した場合、本町の水道事業は安定的に推移すると考えている状況でございます。

最後に、水道事業は住民の日常生活や社会経済活動の根底を支えるものとして欠かせない事業であり、今後も、「安全」で「安心」できる水を「安定的」に供給することに務めることが水道企業の使命であると考えております。

また、少子高齢化、節水意識の浸透、節水機器の普及などにより水の需要が低下の傾向にあり、給水収益が減少傾向であるものの、経営の効率化を念頭におき、健全な水道企業会計運営に努めてまいり所存でございます。

また、予算、中間、決算の状況とともに、水質のデータ等の情報提供につきましても、広報誌を通じ、引き続き、お知らせしているところでございます。

以上で、認定第1号、平成19年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてのご説明とさせていただきます。

本決算につきまして、よろしくご審議賜わり、何卒原案どおりご認定いただきますようお願い申し上げます。

委員長

ここで10時40分まで休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長 再開いたします。
説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。浦野委員。

浦野委員 先程来、代表監査委員あるいは理事者の説明を聞いておきまして、非常に水道会計は健全にやられてるなど評価をいたしますけれども、ちょっと2、3につきまして、確認の意味で質問させていただきます。
石綿管についてですけれども、1, 009mですか、実施したということで報告を聞きましたけれども。石綿管の、現地で切除したり、要するにアスベストが飛び散らないような施策をどのように講じられてるのかという点と、それとその取り替えられた老朽管の処分ですね、末端どの辺でどのように処分されているのかをちょっとお聞きいたします。

上下水道部長 撤去時におきましては、作業員におきましては、まず防護服を着用して作業していただいております。そして撤去材料につきましては、これちょっと場所、三重県の方になると思うんですけれども、産業廃棄物として適正に処分していただいているという状況でございます。

浦野委員 作業員は防護服ということなんですけど、要するに飛び散らないような施策。

上下水道部長 石綿材料の撤去に関するマニュアルに従いまして、周辺につきましては、飛散しないように、例えば水を散布したような状態で撤去するという施工方法を実施いたしております。

浦野委員 わかりました。それとですね、41ページなんですけれども、給水原価ということで一番下段に載ってますけれども。全国平均 m^3 あたり175円70銭、当町は225円80銭ということなんですけれども。これ総費用から受託工事費あるいは材料及び不要品売却原価、付帯事業費等を引いて、年間総有収水量で割るという風な式かと思うんですけど

もね。要するに、全国平均に比べまして当町はかなり高いという印象なんですけど、おそらく県水の需給割合がそれを、原因してるのかなと思うんですけども。この費用、出来るだけ切り詰めるという意味で、なんか県水の需給率を下げるとかいうことは出来ないんでしょうか。

上下水道
部長 県水の費用につきましては、年度当初に契約しておりまして、その必要最低の受水を実行している状況でございますが、あとそのコスト的なものにつきましては、やはり事業執行におきましては、我々人件費ももちろんですけども、コスト縮減に努めており、健全な経営に努めているというような状況で進めておりますので、そういった状況であってもこういう状況であるということでご理解いただきたいと思います。

浦野委員 県水の需給割合については、当初の契約等があったのでその流れできてると思うんですけども、それはこのコストを下げるということで、県との交渉は今後出来ないものなんでしょうか。

上下水道
部長 やはりちょっと県水との協議の中で決めておりますので、今後その県水の動向いうのもちょっと勘案していかないと考えますねけど、ちょっと端的には今ご返事は出来ないんで申し訳ないんですけども。状況といたしましては、県水と協議をしているというような状況でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。
吉野委員。

吉野委員 使用量が年々減少していると、これ例えば何年後には、この位減らんじゃないかとかね、高齢化数となんで減るんやろかとか、その辺は何か追求したことはありますか。

町 長

この水道の推移というのはなかなか掴みにくいというのか、難しい問題あると思います。確かに今おっしゃるように、その人工的な、あるいはまたそういう給水の関係等について、私が思いますのは、やっぱり、最近の傾向で言いますと、昼間家庭にいる方々が少ない、朝と夜ということになりますし、その関係でも、最近では清涼飲料水、ペットボトルですね、その水がかなり普及している。そういう関係もございましてですね、おそらく家で使うとしたら、風呂とシャワーとあとは炊事関係ですね、そういう関係だけになってきているということと、ここ2、3年前位はその夏の水危機ということで、節水を呼びかけている現状もございまして、そこらの関係もあるし、以前、先程、浦野委員からも質問ありましたように、こういう状況で県水の何年か申し込んでるやつについて、やっぱりこんだけ減ったら減らしたらええやないかということで、以前からそういうご指摘は十分されています。けどやっぱり県は県でそれだけのもんしていかなと、それだけの設備投資をしてますから、出来るだけ町としては3年くらいの契約をしてますけども、若干減らしてきてる傾向はあるんです。自己水の関係も、自己水もやっぱり一時は、私どもの今、有収率も九十何パーセントだったんですけども、以前は八十何パーセントということですね、それから漏水調査をしてようやく今九十何パーセントになってますけども。そこらの現状から、かなり以前からそういう点では変化はきたしてきております。一時はもう井戸水でも枯渇状態やから、もうこれ以上、井戸を掘っても無理やという現状もございましたけども、最近では井戸をしていかなかったら、目安にしても、あるいは岡本にしても、色んな自己水という確保も大事であると。一般質問にもございましたように、そういう地震でもあればそういう問題等がございまして、そういう対応をしていかなければいけない。今、吉野委員おっしゃるように、そういう事については減ってきているということは、高齢化率も高くなったということもあろうと思いますけども、やっぱり世帯は増えたけど、家族が減ってきてるという現状もあると思います。

委員長 他ございませんでしょうか。
紀委員。

紀委員 参考にまで聞かせてほしいんですけども。水道施設の耐震化というのはどういう状況か教えてほしいんですけど。

水道課長 町の水道施設でございますが、浄水場が2施設、配水池が3施設有しております。

第1浄水場、この役場をずっと北へ上がっていった所でございますが、これは平成13年7月に設計され、平成13年10月から15年の3月にかけて築造されました。このため施設も新しく、新指針ですね、耐震の新指針、新基準に則った設計がなされ、十分な耐震性を有しているものと考えております。

それと、三井浄水場は昭和19年2月に設計され、昭和59年5月から昭和60年3月にかけて築造されました。浄水場内の管理棟については、新基準に準じて設計されており、浄水施設については、旧指針で設計されておりますが、施設については比較的新しく、耐震性を有しているものと考えております。

それと、配水池につきましては、第1浄水場に隣接している第5配水池は平成8年9月に設計され、平成8年12月より平成10年3月にかけて築造されましたので、旧の指針で設計されておりますが、施設は新しく、配水池と配水管路の接続部においても伸縮が可能な管を設置しており、また地震等の災害により、配水管が破損した場合などによって配水池内の浄水が流出する損害を少なくするために、緊急遮断弁も設置しております。三井配水池につきましては、昭和58年3月に設計され、昭和58年7月から昭和59年1月にかけて築造されましたので、旧指針で設計されておりますが、この配水池も比較的新しく、耐震性を有しておるものと考えております。また、これもまた緊急遮断弁も設置されております。

あと、北部配水池でございますが、これは昭和53年7月に築造さ

れた施設で、旧指針で設計されており、築後20年経過しているために、平成13年2月に耐震診断業務委託をしましたら、配水池の側壁部は比較的良好で、屋根ですね、表面部分については劣化が進んでおり、配水池内においても天井部分について劣化が進んでいるとの状況でありますので、改修計画を含めて今検討しているところでございます。

配水管につきましては、従来A型接合管が、耐震型の有効なK型接合管に変更して施工している状況であります。石綿管についても順次更新をしているところでございます。

委員長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
取りまとめのために暫時休憩いたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時55分 再開)

委員長 再開いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、(1)議案第33号、都市計画道路法隆寺線(町道4014号線)整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、議案第33号、都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

都市整備
課長 続きまして、資料ご覧いただきたいと思います。
5月21日の前回委員会の翌日でございますが、5月22日に郵便によります指名競争入札を執行いたしました。結果といたしまして、株式会社中谷組 代表取締役 中谷保子が落札いたしまして、80,535,000円で契約の議決をお願いするものでございます。

工事期間につきましては、議会の議決後275日、平成21年3月24日を予定しております。

以上、簡単ではございますが議案第33号、都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議を賜わりまして、何卒、原案どおりご承認いただけますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。浦野委員。

浦野委員 閉会中の委員会で、計画図面を頂戴してるわけなんですけども。ちょっと確認しておきたいんですが、茶色の部分で塗られてる歩道につきましての、いわゆる車道と歩道との段差とか、また歩道のアップダウンとかはないのでしょうか。それと歩道幅につきまして、ちょっと数字が細かいのでちょっとよくわかりませんので、おそらく北側もう施工された歩道幅の延長かと思えますけど、歩道幅の平均値といえますか、よろしくお願いいたします。

都市整備課長 　ただ今ご質問いただきました件でございますが、前回委員会で資料として提出させていただきました図面の中に、標準横断面図というのがございます。それをご覧いただきまして、ちょっとわかりにくかって申し訳なかったんですが、基本的には歩道と車道がセミフラットと申しまして、約5センチの段差ということになってございます。交差点につきましては、2センチの段差になるように歩道を切り下げをいたしまして、最終3センチ部分ですが、勾配をつけた形ですりつけるという格好になってございます。

　それと、2点目の歩道の幅員でございますけれども、これは基本幅員3メートルということでございます。

浦野委員 　車歩道の差が5センチということで、車椅子が歩行する場合ですね、例えば2、3センチでもかなり圧迫するわけなんですけども、この5センチはやっぱりつけないと、その水の流れとか、支障もあるんじゃないか。

都市整備課長 　先程ご説明申し上げましたように、基本は5センチでございますけれども、歩行者が出入りをされる交差点付近につきましては、2センチの段差にすりつけて、車椅子、それともう一つは、視力の弱者の方につきましては、あまり段差が少ないと、その段差を認識できないという、そういった問題がございまして、2センチが一番適当やろうというのが今現在示されている基準でございまして、その基準をもって、歩行者の出入り部分につきましては、築造してやるという予定になっております。

委員長 　他にございませんでしょうか。

西谷委員。

西谷委員 　落札率を教えてください。

都市整備課長 93.54%でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第35号、平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)を議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道部長 議案第35号、平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)の説明をさせていただきます。
まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

上下水道部長 続きまして、2枚目を朗読させていただきます。

(2枚目朗読)

上下水道 去る5月22日に郵便による指名競争入札を執行いたしました結

部長

果、斑鳩町稲葉車瀬2丁目6番8号、株式会社二隆建設 代表取締役喜多信彦が落札し、8,379万円で契約の議決をお願いするものでございます。

添付いたしております付近見取図をご覧くださいませでしょうか。

工事の概要でございます。神南3丁目地内におきまして、施工する工事でございますが、施工の規模及び工法につきましては、路線延長といたしまして約240m、その内容といたしましては、小口径推進工法で口径400mmを約240m、サービス管といたしまして開削工法で口径200mmを約110m施工する工事でございます。

なお、工事期間につきましては議会の議決後、平成20年6月23日より220日間、平成21年1月28日を予定いたしております。

以上で、議案第35号、斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、何卒、原案どおり承認たまわりますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

西谷委員

これもすいません、落札率教えて下さい。

上下水道

93.8%でございます。

部長

委員長

他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第36号、平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)を議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、議案第36号、平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)のご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
部長

続きまして、2枚目を朗読させていただきます。

(2枚目朗読)

上下水道
部長

去る5月22日に郵便による指名競争入札を執行した結果、斑鳩町興留2丁目3番21号、宮崎建設株式会社 代表取締役 辰巳誠治が落札し、7,786万6,950円で契約の議決をお願いするものがあります。

添付いたしております付近見取図をご覧くださいませでしょうか。

工事の概要でございますが、興留1丁目地内におきまして、施工する工事でございます。

施工の規模及び工法でございますが、路線延長といたしまして、約839m、その内容といたしまして、低耐荷力推進工法で口径200mmを約24m、開削工法で口径200mmを約815m施工する工事でございます。

工事期間につきましては、議会の議決後、平成20年6月23日より275日、平成21年3月24日までを予定いたしております。

なお、委員皆様方への入札結果のお知らせにつきましては、税込み金額で8,253万円でご報告させていただいているところですが、当工事につきましては、先に発注いたしております同一区域内の工事を、当該業者が請負っており、そうしたことから、同一会計年度に、同一事業を同一業者が連続した場所において工事を施工する場合、諸経費率を再計算し、請負額を変更し契約することとなりますことから再計算の結果、7,786万6,950円で契約するものでございます。

以上が、議案第36号、斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。浦野委員。

浦野委員 工事範囲いいますか、道路を図示して赤く塗って示されておるわけなんですけども、この道路、掘削する道路は全て斑鳩町道ですか。

上下水道
部長 一部私道敷を含めております。

浦野委員 開削工事が800mということなんですけども、開削した場合、舗装の補てんといえますか、舗装のし直し部分は開削部分だけですか。それとも全面ですか。これは町道において、また私道において。

上下水道
部長 色んなパターンございますけども、町の場合で二車線あればまず片側一車線の全面復旧という形でやっております。また一車線の場合は全面復旧、そして私道の場合におきましても、これも町道も私道も一緒でございますが、基本的には現況復旧というような形で進めておる

状況でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 これもすいません、落札率教えて下さい。

上下水道 93.9%でございます。

部長

西谷委員 それと、これも郵便による競争入札なんですけど、実際にこの3つの工事とも大体8千万の工事で、落札率が93で大体数字が揃ってるんですけど、あと地域的にもその地域の業者が落札しているということなんですけど。実際にこの指名競争入札の対象の業者というのは何社あるんですか。

上下水道 全業者といたしまして、15社でございます。

部長

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第36号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査であります都市基盤整備事業に関することについて審査することと致します。

初めに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を

求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

まず工事の進捗状況について、でございます。

先ほどご契約締結案件として、ご説明をさせていただきました議案第35号及び議案第36号の工事に加えまして、5月22日に入札を執行いたしました龍田1・2丁目地内、4工区-3工事につきまして、現在、工事着工前の打ち合わせ等準備を進めておりまして、本年10月31日の完成を予定しておる状況でございます。

その他につきましては、事前委員会におきましてご報告させていただきましたから特段変化はございません。そういった状況でございます。

以上、簡単ではございますが、工事進捗状況のご報告とさせていただきます。

続きまして、資料2をご覧くださいませでしょうか。

平成20年5月30日現在の接続に関する状況をご説明させていただきます。申請の受付件数が、1,547件、検査済み件数が1,520件となっております。融資あっせん利用総数につきましては26件、浄化槽雨水貯留施設転用総数につきましては17件といった状況でございます。今後も、更に公共下水道の整備及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、継続審査であります公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

西谷委員。

西谷委員

昨日の一般質問でも第一地所の件で質問したんですが、それと関連して、排水設備工事について、例えばちょっと例を言うんでこの場合

はどうなんかっていうことをちょっとお答え願いたいんですが。例えば本管工事が全部できて公共ますがついてると、そこに新たに來られたということについては、今までの町の説明は公共ますまでは町の費用でやりますということですから、その場合にはその新しく來られた方が、家を建てられる時に町へ公共ますの申請をされて、手続きとしてはそういう形になるのかっていうのが一点と、今はほとんどそのやっぱりそのメーカーが家を建てるということになったら、メーカーさんのなかにはもう排水設備工事も全部絡んで工事をされると思うんですが、その時にわざわざ町の下水道条例によったら、排水設備だけは町の認定業者に発注を分離でせなあかんのか、それともちゃんと建てて公共ますの、要は接続部分だけを排水設備業者がしたらそんでええのかっていうその辺のところちょっと見解聞かせて下さい。

上下水道
部長

公共ますにつきましては、まず本体工事、公共下水道の本体工事が進みますとそれと同時に各家庭に1個設置させていただいております。それにつきましては、町費でやっている状況でございます。また新築で新たに建物を建てられて、そこにはますがない状況であればそのこの家庭の公共ますと、公共下水道本管につきましてはその間の工事につきましては、町が別途発注して設置させていただいております。

そして今、デベロッパー、メーカーが一括でその建築をされる場合というどういった状態でされるかということでございますけども、これらにつきましては、デベロッパーにつきましても、町の下水道もしくは上水道の条例制度ですね、そのようなことはご存知でございます。そういったことから町の指定工事業者というのが、必ずその排水管の施工については、申請から完了まで面倒見ていただいているという状況が今の現状でございます。

西谷委員

ちょっと言うてる意味が。要は今のね、今の部長の説明やったら、要はデベロッパーがそういうこと知ってはるから発注の中では必ず町の認定業者をその排水設備業者に入れるんやっていうことを言ってる

んですか。

上下水道
部長

はい、そのとおりでございます。

西谷委員

ということは、住民が実際自分の家を建てるのにメーカーに全部発注して、例えばなんかトラブルがあって、そのメーカーにクレームをつけられるんやけども。今の話ですと、もし排水設備のトラブルがあった場合にはメーカーやのうて斑鳩町の認定業者の所へクレームとかかっていう部分は当然つけんってことになるんですな。

上下水道
部長

通常、建築物建てる場合と建物とその建屋と排水、外構とか色々な種目がございますけども、そういった場合は建築一式で発注されておりますので、クレームとかそういうなんにつきましては、まずデベロッパーの方、まあ建築屋さんですね、の方に苦情なりは通って、それから町に連絡入るとかそういった順路なっております。

西谷委員

どうも住民がですね、自分で家を建ててするなかで、そういうところまで排水設備工事の部分を、例えば町が実際にその排水設備、なんで困るんや、ちゃんと公共ますへつけて、そういうのをつけてもらう、そういうためにはちゃんと間違えないように公共ますつけてもらうってそういう部分であって、排水設備の工事そのものの内容っていうのは全部少なくともプロである業者やったら私は差はないし、あるいは大手メーカーの抱えてる業者やったら通常はそれなりにちゃんとレベルの高い業者が入ってるとしたら、建物を建ててもらおう人間からしたらそっちの方がええやないか、そうしたら少なくとも公共ます、町がどうしてもその町の認定業者でしかあかんねっていうんやったら、単にそれは公共枡へちゃんとつないでもらうっていうその一点でしかないんちゃうんかなと思うんですが、そしたら私が言うてるように大手メーカーでちゃんとそこで一式発注して、どうしても町の方が町の認

定業者でないとかかんでいうんやったら公共ますへつなぐ部分さえ町の認定業者やったらそんでええんちゃうかなと思うんですがどうですか。

上下水道
部長

さまざまな色んなパターンがあるとは思いますが。ただ以前から説明させていただいてる中で、適正に工事をしてもらうために町が監視してる状況、言葉はちょっときつい言い方になりますけども、業者を監視しておるといような状況でございまして、これもやっぱりどの業者がやってもええということではなしに、仮にそのどういったらええのかな、うまいこと説明できませんけども、やはり町が管理のもとでやってもらう業者にしていただく、それもそのことだという形でご理解いただきたいと思います。

西谷委員

なんでこうしつこうこう言うかというのは、まあ昨日の質問した町が認定する技術的にも素晴らしいっていう謳いの中で、ああいう事件があった。それと実際やられた方の中で、町の認定業者しかあかんから排水設備工事しました。ところが実際に見積りとかをまあ町内の業者に見積りとったらほとんど同じような形で、一万円あるいは二万円ぐらいの差しか出えへんような見積りがあったと。ところがたまたま知り合いで大阪の業者にしたらすごく金額の差があったんやと、そやからされる方にとったら実際に町が認定した業者っていうのは横並びでほとんどそういう申し合わせができてるんちゃうかと。だからそんなことをかけることによって、結局、斑鳩町の住民が高い工事をみすみすせないかんのちゃうんかなということを私は聞くわけですよ。だから住民が自分の金で、お金を出してされるんやったら、そら町がただでしたはんのやったらどこの業者でしはっても結構やけども、住民がお金を出すんやったら、ちゃんと安い形でより安いところで、より安全なところでしてほしいっていうんやったら、町の認定業者っていうのはそういう制度っていうのはやっぱり見直すべきちゃうんかなっていう声があるんですよ。

上下水道
部長 おっしゃることは当然そういうのも一理あるとも思います。ただし町の指定業者につきましても約90社を超えるような業者もございませぬので、その中からやはり選定していただく、そういった中で、あいまつをたくさんとっていく、もしそういう懸念があるようであれば、たくさん見積りをとっていただくというのに越したことはないと思います。そして比較していただくのが一番ベストだと思います。そして、それについて、その見積りについて、もし不審な点がございましたら、町にご相談していただければと、説明会でもそういった形では説明もさせていただきますので、そういう状況でお願いしたいと思います。

西谷委員 今日のところは結構です。

委員長 議長。

議長 今、西谷委員おっしゃったように、大阪の業者が安かったと、その家建てるまで半年ぐらいの期間あるとしますわな。その間にその業者が認定業者になろう思ったらなれるのは可能でつか、不可能でつか。

上下水道
部長 一応これは奈良県下全体そうだと思いますねんけども、県下、県内に営業所もしくは事業所を置く業者といった文言がございませぬので、それに該当すれば大丈夫だということです。登録につきましては、年1回実施しておりますので、その時に登録していただくということです。

委員長 他にございませぬでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 今の点と直接関係ないんですけども、この管のつなぎ間違いの件が斑鳩町で起きた、もうすぐ近くに他府県でため池の上水、まあ、ため

池の水を一般家庭の上水の水につないだっていう、これは新聞に、地方紙じゃなくて朝日新聞に出たんです。あれ、こういう事件は結構もしかしたらたくさん、たくさんではないけどもあるのかなと思うんですけども。今後はこういう事は絶対ないとは、斑鳩町としてはそこ絶対ありませんというようにはしてもらえませんか。

副町長 私も先般の一般質問で、西谷委員の最後にこういうような事故はあってはならない事故が起こったと、申し訳ないと、今後このような事故が起こらないように万全の態勢で、公共下水道事業を執行していきたいと、このように申したつもりでございます。今もそういう気持ちでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、②都市計画道路の整備促進に関することについてご報告申し上げます。まず、いかるがパークウェイについてでございます。
前回委員会の後、橋台、橋脚の工事につきましては予定通り終了しております。秋の渇水期までの間、休工期間に入った状況でございます。その間、この休工期間中ですが、公園の通路といたしまして一部、工事中は1 mに留めてございましたけども、休工期間中は2 mの幅員を確保して機能復旧をするということと、工事区域については仮囲いで締切りをいたしまして国の方で管理されるということとなっております。

その他、前回委員会後の状況といたしましては特にご報告申し上げます。

る進展はございませんのでよろしくお願いいたします。

続きまして、都市計画道路法隆寺線についてでございます。法隆寺線につきましても、前回委員会の後、特に進展はございませんのでよろしくお願いいたしますと思います。

以上で都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事

都市整備課参事 J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございます。前回5月21日の委員会以後、主だった進捗はございませんので、今回特に報告させていただく内容はございませんのでよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。

西谷委員 住民の方から今の J R 法隆寺駅周辺の時計台の件で、時計台実際に見て我々2,600万ということで費用聞いていたものですから、住民に言いますと2,600万もかかるような時計台てのはロレックスの時計かっていうような話がありまして、実際に聞いたら周辺の整備も含んでるってということなんです。そこでその2,600万の内、実際その時計本体にどれだけの費用がかかっているのかちょっと教えていただけませんか。

都市整備 課参事 モニュメントの関係でございますが、当初説明させていただきまし
たとおりモニュメントと広告塔、そして西向きの1号線の取り合い部
分と合わせて発注させていただいたのが、約2,700万円という形で
ございまして、モニュメント本体の金額を申しますと約1,600万
程度でございます。そして広告塔390万円、そして1号線の取り合
い部分これが750万程度でございます。そういったところで整備を
合わせてやっておるということでご理解願いたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わってお
きます。

次に、各課報告事項についてを議題と致します。

(1)斑鳩町観光自動車駐車場にかかる指定管理者事業報告について、
理事者の報告を求めます。 川端観光産業課長。

観光産業 課長 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者事業報告を、お手元の資料3
に基づきましてご説明申し上げます。

指定管理者は斑鳩町観光協会となっております。指定期間は平成19
年4月1日から平成22年3月31日の3年間となっておりますが、
今回は平成19年度の報告となっております。

まず、管理につきましては、観光協会の臨時職員10名でローテー
ションを組み現場管理を行っております。配置については、観光シー
ズンに合わせ勤務体制を柔軟に変化させて、適時の人員配置を行ない
管理している。また場内のトイレなどの清掃及び器機の点検を随時行
っております。また周辺に花を植えるなど、周辺環境にも配慮した管

理に努めているなど良好な管理を行っているものと考えております。

次に運営であります。法隆寺などの近隣における行事等の情報を集めて、来場される観光客に情報を提供するなど、安全面に配慮することはもちろんであります。もてなしについても努力しているものと考えております。また、観光シーズンオフにおける、駐車場の有効利用として、フリーマーケットの開催及びイベントの誘致協力を行っているなど有効利用にも努力していることが伺われます。

それで利用状況ですが、大型バスにつきましては、平成19年度は4,838台で少し減少していますが、過去の推移を見ますとほぼ横ばい状況で推移しています。しかし、普通乗用車につきましては、18,586台と、前年度と比べまして2,048台増加しております。平成17年度からの推移につきましても増加傾向にあります。

報告内容を見ますと、法隆寺iセンターもありますねけど、良好に管理運営に努めているものと判断できるものと考えているところで。現場においても、大型バスと乗用車が混合することから、場内の安全面には特に配慮しております。また、場内での大きなトラブルもない状況となっております。

指定管理者である観光協会には、尚一層の努力を期待するとともに、担当課としても観光協会と連携を密にして、観光自動車駐車場の運営に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

これで、斑鳩町観光自動車駐車場における、指定管理者事業報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、次に、(2)斑鳩の里観光案内所にかかる指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。

川端観光産業課長。

観光産業
課長

それでは、法隆寺 i センターの事業報告をさせていただきますねけども、その前に訂正といいますか、お詫びを申し上げます。資料 4 の指定管理者の検証結果の中で、指定管理者からの事業報告概要という欄があります。その中の、運営についての欄の、上から 5 行目ですねけど、「館内に花を生ける、外人観光客に折り紙のプレゼントを行う」という風になっております。これはちょっと不適切な内容になってますので、これ外国人に改めさせてもらいたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、法隆寺 i センターの事業報告をお手元の資料 4 に基づきまして、説明させていただきます。

指定管理者は駐車場と同じく斑鳩町観光協会となっております。指定期間は平成 19 年 4 月 1 日より平成 22 年 3 月 31 日の 3 年間となっております。今回の報告は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日の平成 19 年度の報告となっております。

管理につきましては、観光協会職員、局長及び職員 2 名、臨時職員 3 名の 6 名で常時 3 名から 4 名の勤務体制で管理を行っています。設備の管理につきましては、定期的な点検業務を効率的に実施しております。本年は自動ドアのセンサーを交換するなど、計画的な補修も点検結果に基づきまして行っている状況でございます。また、光熱水費につきましても、こまめに点検するなどにより経費節減に努力をしているところが伺えます。また、管理について、緊急時の対応も適切に行っていると書いておりますが、これは去年、平成 19 年度に近隣で老人の方が迷われていたということがありました。状況を察知しまして、i センターで保護をしたという事例が 2 件ございました。その時に警察及び近隣介護施設等に連絡を取ったところ、一人については警察には捜査願いが出されていた方、またもう一人は施設の方が探されていたという状況でありました。この 2 件とも判明いたしましたので、無事施設及び家族の下に戻られたという事例がありました。これも、日頃の緊急時の対応に対する心がけというのを常にやっておりますの

で、速やかに対応できているものと考えているところです。

次に、運営であります。各観光ボランティアとの良好な関係を保ち、観光案内業務を順調にこなしております。観光ボランティアでの案内業務では、斑鳩アイセスでは外国語416件1,716人、iセンターカウンターでの案内件数が3,645件4,805人。それから斑鳩の里観光ボランティアが行なった案内が、3,316件、14,471人となっています。

また、観光協会では、斑鳩町内の情報はもちろん、歴史街道事務局と連携をとりながら、広域の観光情報を収集し提供を行なっています。

また、JR法隆寺駅案内所との連携をとり、JR及びその交通機関との情報を共有し、観光客に観光情報として提供を行っております。

また、ホスピタリティーの面におきましては、館内に花を生ける、また、外国人に折り紙をプレゼントするなど、また、急な雨に備えての善意の傘を用意するなど、もてなしの心をもって観光客と接している状況となっております。

なお、入館者数につきましては、19年度で72,853人となっております。昨年、18年度に比べて減少していますが、平成18年度は、2月ですねけど、28,000人が集まるラジオウォークというのが開催されまして、そのコースの一端となっております。また、世界遺産となりました北海道知床にあります斜里町の皆様方の協力を得て開催した知床展があったことから、平成17年度に60,724人という入場者が79,732人と18年度がなっておりますので、急激な入館者の伸びとなったことから、平成19年度が減少する結果となりましたが、入館者の流れを見ますと、順調に増加しているものと考えております。また、入館者数とは重複いたしますが、iセンターホールの利用回数につきましても、平成19年度で184回、利用者数は約4,600人となっております。

報告内容を見ますと、良好に管理運営に努めているものと判断できると考えているところです。

今後とも指定管理者である観光協会には、尚一層の努力を期待して

おります。観光産業課といたしましても、この施設を核としての観光振興に観光協会と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えています。

これで、斑鳩の里観光案内所における、指定管理者事業報告を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。
吉野委員。

吉野委員 指定管理者、分掌、管轄というんですか、前にも言いましたけども、駐車料金などについても、指定管理者が決定するっていうことは今後はあるんでしょうか。

観光産業課長 駐車場の使用料につきましては、条例に基づいて設定されておりますので、指定管理者が独自に決めるということはありません。

吉野委員 よくあのこないだも言いましたけど、あそこで管理している方と普通車で来られた他府県ナンバーの車なんですけども、よくトラブルがありましてですね。なんで公共の駐車場が一般のところよりも高いんだと、こういうことがよくあるんですよ。私たまたまそばにいたものですから、いや実は明日香の方では公共の方が高かったりしてますよということ言ったんですけどね。対応する方達は大変その度に困ってるんですよ、なんとかならんのかなとか。これに関しては、どういう風な答えを言うように指示してるっていうか、されてるんでしょうかね。

町長 これはもう以前から申し上げてますように、地元の土産物屋さん、観光屋さんがですね、500円という中で、町は600円ということでこういう協議をしてるっていうか、内々的にですね、そういう地元業者との関係ですね。これと駅前南北口の駐輪場についても、地元の

自転車預かり業をされている方と協議をしながら、町の方は高くなっているというような現状でございます。行かれたら必ずおっしゃるのが、シルバー人材の方も一時ここへ来られてですね、近所が500円やのに、うちが600円やということにもなりますけども。現実に商売屋さん等は500円って書いてますけども、実際はお客さんが入ったら取ってるのか、取っておられないのかわかりませんし、やっぱりそういう色んな配慮があると思います。しかし、私の方は一応みなさん方とご相談申し上げて、やはり消費税を含んでる600円ということできさせていただいてますし、料金体系というのはこれも何年でしたか、見直してですね、普通乗用車は600円、そして観光バスは2,800円というふうに料金改定をさせていただいているわけでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。
中川議長。

議長 指定管理者の斑鳩町観光協会の会長であります小城町長もおいでになりますから、ちょっと1点お聞かせいただきたいと思います。

この管理についての適切に管理補修を行っているという言葉がございしますが、5月の末、小城町長も総会に出席をいただきました。その時私が感じたのは下の調整中、2階の調整中の数の多さ、下のモニターだけで5点、上が1点で6点、7万9,000人ものね、観光客がおいでになる施設である調整中、調整中というのはみっともないし、修理責任はどこにあるのかいうのをお尋ねしておきたいと思います。

町長 県が建物を建てていただいたという中で、ああいう一つの最新のな機械を設置をされたんですけども、あとの関係等については町さんが維持管理をされるんだから、あとの関係については、しばらくは県はされますけれども、もう時間的に経ちますとほとんど関与しない、もうできないと、あとはもう町でやってくれと。それとあわせてですね、

その県は、そのされる時は、一番最新の機械をされるんですけども、もう部品がない、調整中っていうのは部品がないっていうのか、ほとんど修理ができない、そういう現状です。今県とも相談申し上げてるのが、もうあの関係等については撤去をしてですね、お客さんが広々とした方がまだいいのではないかなと。まあそういう風に今検討させていただいて、もうあの現状見ますとなんぼでも押して行って、調整、機械がうまく作動しない、そういう状況見るのも本当に恥ずかしい話ですから。もうあの場所を将来的に考えますとやっぱり大きい広場の方がまだゆったりとですね、雨降ってもパッと入ってこられるし。あれ真ん中でとられますと、もう端の方には観光ボランティアの方がおられましてですね、なんか入りにくい感じがしますし、まあ今現状は県とも相談してあの機械を撤去して広くした方がいいのではないかなと。まあ2階の関係等についても野村工芸にですね、県等申し上げてるのは、部品等やっぱり高くつきますし、非常に県がやってくれなかったら、町がやらないかんとということなるんですけども。まあいつまでも調整中というのはみすぼらしいというのか、来られた方が非常にショックをされるということですから、今後やっぱりそういう点については十分県と協議をしながらですね、どういう形に持っていくか検討してまいりたいと思います。中川議長のおっしゃっていただくような状況が今起こっておるといのは現状ですから、その点については配慮していきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので次に、(3)斑鳩町観光大使の設置について、理事者の報告を求めます。川端観光産業課長。

観光産業 それでは、斑鳩町観光大使設置内規についてご説明いたします。

課長

お手元には、斑鳩町観光大使設置内規の要旨及び斑鳩町観光大使設置内規本文を資料5としおります。これに基づきご説明申し上げます。

まず、斑鳩町観光大使についてご説明申し上げます。

斑鳩町における観光客誘致活動の一環といたしまして、観光大使を設置することといたしました。観光大使を通じ数多くの歴史的文化遺産と豊かな自然環境など、斑鳩の素晴らしさを町及び県外などに情報発信するものであります。斑鳩町における観光大使とは、町外に赴任、留学、あるいは居住する人にそれぞれの現場で、機会あるごとに斑鳩の素晴らしさをPRしていただくこととしています。

選考につきましては、斑鳩を愛し、斑鳩の良さを広く伝え、情報発信できる人を選考し、随時町長が委嘱してくことと考えております。

それでは、斑鳩町観光大使設置内規のご説明を申し上げます。

まず、第1条では、観光大使を設置する目的を述べております。第2条においては、観光大使が活動していただく内容について定めています。第3条では、観光大使に選考される対象者の規定と委嘱について定めております。第4条においては、任期と特別事由による解職できることを定め、第5条では、観光大使は無報酬であることを定めております。第6条では、観光産業課が事務局を行なうことを定め、第7条では、定めなき事項の取扱いについて定めております。付則として、この内規を5月15日から施行することを定めています。

以上が、斑鳩町観光大使設置内規についての説明ですねけど、これを設置するに際して、この観光大使第1号を誰にするのかというような考えがあるかということになると思いますねけど、今現在では、オーエスケーの歌劇団トップスターであります斑鳩町出身者の桜花昇さんに一応調整をとっております。一応内諾を得ている状況となっております。今後委嘱に向かったの協議をしていきたいという状況であります。

それから、他市町村の状況ですねけど、近隣では奈良市が一応67人の方に観光大使として委嘱されております。これは各企業さんの方で、よく転勤とか赴任される方いうのを委嘱してるということです。

また、本年4月には特別大使として、K i n k i K i d sの堂本剛さんを委嘱されております。また、有名人としては、歌手の松浦亜弥さんが、姫路市観光大使に委嘱されておられます。その他、数多くの観光大使が活躍されていると聞いております。

以上で、斑鳩町観光大使についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

吉野委員 なんとか大使っていうのはこれ日本ではやりでして、実は私も一つ二つ大使を持っています。一つは大和川大使と、こういうものです。国交省の河川に関するテレビ番組、ラジオ番組3つぐらい出ますとそういうふうにあなたを任命しましたって、勝手についていか来るわけなんですよ。それはなにか証拠があるかっていうと名刺をくださるんですね、100枚色刷りの大変きれいな名刺をくださいますんですけども。どのように利用したらいいのかわからなくて、ただ持っているだけなんですけども。斑鳩町としてもそういう名刺を作る予定、名刺みたいなものを作られるのか、それから斑鳩町としては何人ぐらいを観光大使として認定するのか、実はまあ斑鳩の里観光ボランティア104人おましてあれはもらった、これはもらってないということになれば、ちょっとトラブルが生ずるかもしれませんし、シルバー人材センターにもたくさんそういう方がおられますので、選定にはちょっと神経を使われるんじゃないかなと思って、その点をちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

都市建設
部長 まず最初、その観光大使に任命した場合、どういった資料っていいですか名刺を配るんかっていうことでございますけど、基本的にはその観光大使っていう名前を表したですね名刺、それと斑鳩町の観光案内パンフ等々をお渡ししてですね、機会ある毎にそういったことで斑鳩町を広めていただこうかなというふうに考えております。あと何名ぐらいというご質問でございますけど、現在のところ、あと色々の、

有名人、斑鳩町出身の色々有名人おられますし、斑鳩町にゆかりのある方たくさんおられる中で、これから取捨選択をして慎重に対応してまいりたいという風に考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。
西谷委員。

西谷委員 これ内規ってということやから、別に議会にかける必要もないし、承諾も得ることもないから、要は町としてはこういうことでやりましたよってということだけですよね。そうなってきたら、実際にまあこれ相当な有名人とかそういうことする場合にですよ、よその状態がどうかわからへんけども、通常は例えば条例とかこれ内規やから条例集に載るわけではないし、そうなったら受ける方はもう少し格式のある条例とかいうそういう形の方が受ける相手にとって失礼ではないのかな、こんな内規みたいなどこにも載らんような規則でですよ、そんなん出すってというのは、その辺はどう考えても内規みたいな、まったく要は役場の庁舎内での申し合わせみたいなものが内規やと僕は認識しているんですが。なぜ条例とかっていうはっきりとわかる形でこういうことされなかったのか、その辺のところちょっと聞かせてください。

都市建設 部長 おっしゃる意味はよく理解できるところでございますけども、他の市町村の例を、私ども今回初めてこういう形でさせていただく際にですね、他の市町村の例を色々調べさせてもらったり、実際に赴いて状況をお聞きしたりする中でどちらも内規をお定めになっておられることが多いといった単純なことでございます。ですからこの内規については特に先程、ご自身もおっしゃったようにですね、議会の議決どうのこうのということではないんですけども、議会の議員の皆様にもこういった事業をするといったことについてですね、お知りいただくといった形をとりたいということで、今回報告という形をとらせていただいたということでございますのでよろしく申し上げます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、他に、理事者の方から報告しておくことはありませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

それでは次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けいたします。

吉野委員 二つ、観光に関したことで二つばかり、藤ノ木古墳のカメラっていうんですかね、人を感知して内部の石棺をゴボーッと照らすという、そのカメラが故障して、故障じゃないかと観光客の皆さんがおっしゃいまして、私も一日おきぐらいに行ってみますと、たまたまつく時もあるし、つかない時もある。また学校の子供さん方が小学校の子供さん方がいっぱい来た時に、見ようと思って行ったら見えなくて、結局先生方はそこは見るのはやめましょうということになったりしたんですけどね。カメラの件も、まあスイッチ切ってるのかな、あるいは感知が悪いのかなと思ったりするんですけど、これは別の場所で。

委員長 ちょっとすいません。総務委員会の方になりますので。

吉野委員 それとですね、ここ建設水道常任委員会ですので、こないだ藤ノ木古墳の時にもものすごい盛大だったわけなんですよ。来られる方みなさん大部分ペットボトル持ってね来られて、天気良かったものですから、

こういう時に斑鳩の水があつたらいいなと思ひまして、あれだけ人が来るわけですから、あの内の何パーセントか買うとしたらこないだ作ったくらいの水ははけるんじゃないかなと。水って結構あれ斑鳩の水の場合はネームバリューもあるし、宣伝価値もあるし、もう一回復活するっていうのはどうでしょうかね。

上下水道
部長 あくまでもペットボトル、斑鳩の水ですね、につきましては町制60周年記念いたしまして、記念ものとして冠事業として、上水道関係の冠事業として施行したものでございます。ということで今後につきましてはちょっと考えていないということでご理解いただきたいと思ひます。

吉野委員 本会議で質問させていただきましたけども、竜田大橋の竣工板、橋名板、河川名板のことなんですけども。これはどっかにあるのか、古いものはどっかにあつたのかどうかどうでしょうか。まだでしょうか。

都市整備
課長 最終追跡結果としては出ておりませんが、おそらく処分されているという風に考えております。

吉野委員 ちょっと残念だなと思ひますね。それでその取替工事に予算どのくらいかかつたかご存知ですかね。

都市整備
課長 町としては認識しておりません。

吉野委員 1千万かかっているんだそうですよ。国が55パーセントで県が45パーセントということです。私まあそのお金は町としては関係はないんですけども。橋名板とかですね、あれ見ますと古いこの斑鳩の歴史見ますと写真に載つてまして、竜が龍っていう古い龍になつてましてですね、竜田大橋じゃなくて龍田橋となっているんですよ。で、斑鳩町としては名前っていうのは大事なもんですから、勝手に簡単な、今

簡単な竜田川となっておりますね、竜田橋と。どういう時に難しい龍にしてどういう時に簡単な竜にするのか、そういうところは斑鳩町としてはどんなふうにご考慮されておられるのでしょうか。

副町長　　ちょっと私もはっきり、人によっては龍という字を書きますし、人によっては竜ですね。住居表示は難しい字、龍ですね。そういうことで、ちょっとはっきり、どっち使うのかまた研究させてください。

吉野委員　　私もまだ混乱しているだろうと思うんですよ。けれども斑鳩町としてはですよ、勝手に国とか県がですねこういうふうに橋名を勝手に変えてもらっては困るんじゃないかなと、こういう点は別に国が上で県がその下で斑鳩町がその下ってことはなくて、斑鳩町が一番上にくるんじゃないかなって思いますんでね。ですからこちら辺をきちっと斑鳩町も決定してですね、できれば橋名板でも替えてくれぐらい言ってもいいんじゃないかなと思うんですけどね。それから橋の下の方に行きますと橋力板でいいまして、この橋はSS41で鋼材がこうで、架設の業者は斑鳩町の何とか業者さんでとかいう風にご書いてるんですけど、それ見たら難しい龍になってるんですよ。ですからこれ統一していただいて是非またその辺もご考慮していただきたいと思います。以上です。

委員長　　他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長　　他になければ、継続審査についてお諮りしたいと思います。お手許にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

それでは、その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたします。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

大変ごくろうさまでございました。

(午後0時1分 閉会)